平成24年6月15日発行第426号　毎月1回15日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

6
2012

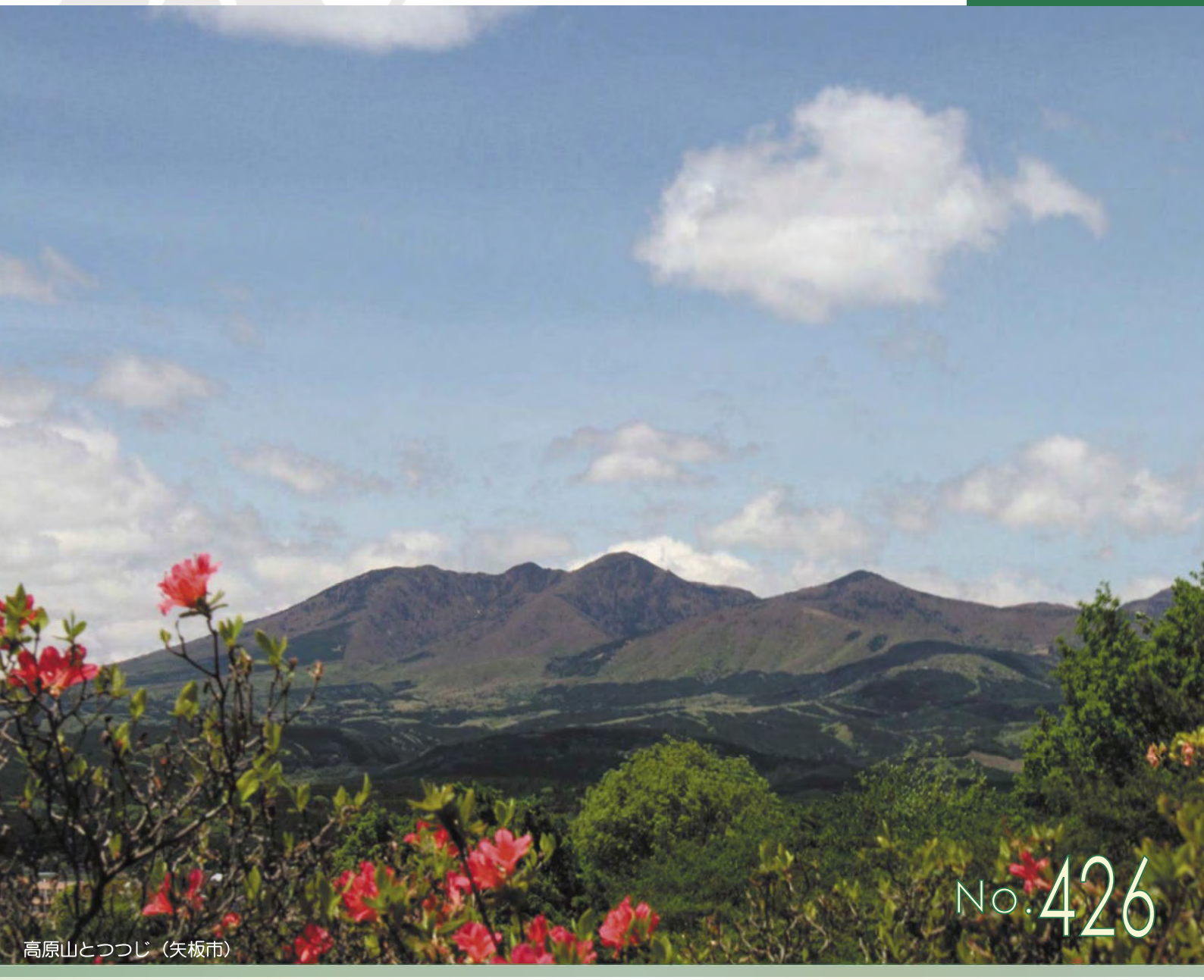

No.426

高原山とつつじ（矢板市）

Index

1 抱負
2 平成２４年度定期総会開催
3 祝！黄綬褒章受章・定期大会開催
4 支部長紹介（鹿沼）
路線価図･評価倍率表の申込について
5 わがまち自慢　ー矢板市ー
6 おじゃましま～す！
7 支局かわら版（塩那）
8 支局情報（宇都宮･足利･那須･小山･佐野･塩那･日光）
12 アドちゃんの談話室
13 栃木県行政書士会カレンダー（7月）
日行連だより・正副会長の動き
15 業務連絡
27 研修会のお知らせ・木もれび
29 広告
30 会員の動き

©高井研一郎
マスコットキャラクター
アドちゃん

栃木県行政書士会　http://www.gt9.or.jp/gyosei

抱　　負

ＡＤＲ特別委員会

委員長　土方　美代

今うちの庭にはシャクナゲと牡丹が咲き乱れています。これから藤や菖蒲、アジサイと心を楽しませてくれます。季節を暦でなく、肌で感じてとる。これもＡＤＲの基本である傾聴トレーニングの１つです。アセスメントミーティング（紛争解決方法）の中で、行政書士会がメディエーションを選んだ理由は、士業の中で一番、国民にとって身近な法律家だからです。相談者の気持ちに寄り添い、声にならない声を感じとってあげることにより、当事者本人が問題の認識、解決策、和解案を導き出す。私たちは「自己決定の支援」をさせていただくだけです。会員の中には「そんなの意味ないのではないか？」「相談者は自分で解決できないから相談に来ているのに、ただ話を聞くだけなら専門職の処にわざわざ来る必要性がないのではないか？」と思われる方も多いのではないでしょうか？私も正直最初はそう考えていました。だからメディエーションとは何か？徹底的に勉強し、その上で、批評しようと考えました。そして、そこで出会ったのが傾聴技法とその大切さでした。ただ聞くだけなら、最初の感想の通り、何も有資格者やトレーニングを積む必要性もありません。私たちがしなければならないのは聴くことです。「聞く」と「聴く」の違いとは、「聞く」は、門の中でいくら耳を澄ましても、聞こえているのであって聴いてはいません。一方、「聴く」とは、心の声に耳と目を傾けるから聴くなのです。言葉だけを聞くと、事実確認に留まります。相談者の表情・声のトーン・行動と、ありとあらゆる非言語のメッセージをキャッチし、その言葉の真意を受け止める。丁寧に一つずつ話を整理し、何故問題が起きてしまったのか確認を繰り返し、今後どのようにすればより良い関係性が維持できるのかを考える。裁判等が過去への清算なら、メディエーションは未来への投資だと私は感じました。また裁判が、証拠を基に事実認定をし、評価を下すものだとすれば、メディエーションは、事柄に焦点をあてるのではなく、人の想いに焦点をあて、心の和解を図ることが目的なのです。物理的な問題解決が図られても心が置き去りにされたときに人は不満が残るものです。何を以って問題解決なのかは人それぞれ尺度が違うと思いますが、それは私たちが決めることではなく、当事者本人が決めること。少なくとも、当事者自身が納得ゆく結論に達することが望ましいのではないでしょうか？今後も会員皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

平成２４年度定期総会開催

５月１８日（金）午後１時より宇都宮市「護国会館」１階高砂殿において、５４３名（本人出席１０７名、委任状出席４３６名）のもと平成２４年度栃木県行政書士会定期総会が開催されました。

須永威会長は、そのあいさつ冒頭において５月６日に県内で発生した竜巻被害について御見舞の言葉を述べられ、昨年の東日本大震災への対応が行政書士の知名度向上に繋がっており、今後の若い会員の奮起に期待する旨述べられました。

栃木県知事表彰状授与などが行われた後、議長団が選出され、議案審議に入りました。各議案は滞りなく審議され、いずれも原案通り可決承認されました。

栃木県知事表彰状授与式で謝辞を述べる関比佐江会員
受彰者：嶋崎チイ子（宇都宮）、岡井正樹（宇都宮）、山本昭子（宇都宮）、関比佐江（小山）、石塚悦夫（栃木）、福田勝守（日光）

議長団
河田力会員（佐野支部）、金子幸夫会員（栃木支部）

議案第１号
平成２３年度補正予算並びに事業報告同決算について
議案第２号
平成２４年度事業計画並びに同予算について
議案第３号
借入金限度額の承認について
議案第４号
栃木県行政書士会会則一部改正について
議案第５号
役員の補充選任について
宇都宮支部の井上尉央会員が選任されました。
議案第６号
日本行政書士会連合会定時総会に関する事項について

（広報部専門部員　竹島尚子）

黄綬褒章受章おめでとうございます

６月６日皇居豊明殿において、行政書士としての貢献が認められ、浅野吉知氏が黄綬褒章を受章されました。夕方からはグランドアーク半蔵門２Ｆ「曙西の間」に於て、贈呈式及び夕食会、日行連主催の記念品贈呈式が開催され、須永会長も同席されました。

【経　歴】

昭和５３年１１月	栃木県行政書士会　入会
平成　元年５月～	栃木県行政書士会　理事
平成１１年５月～	栃木県行政書士会　副会長
平成１５年５月～	栃木県行政書士会　理事
平成１７年５月～	栃木県行政書士会　会長
平成２３年５月～現在	栃木県行政書士会　理事
平成１７年６月～	日本行政書士会連合会　理事
平成１９年６月～	日本行政書士会連合会　副会長

政連だより

平成２４年度日政連栃木会定期大会開催

総会に引き続き日政連栃木会定期大会が開催されました。

栃木県行政書士議員連盟各議員の紹介とご挨拶がありました。野田尚吾議連会長のご挨拶では行政書士会と連盟議員との連携をもっと強化し、行政にアプローチしていこうと、心強いお言葉をいただきました。

代議員７８名中本人出席６４名をもって審議に入りました。

議案第１号
　平成２３年度運動経過報告の承認について
議案第２号
　平成２３年度決算報告の承認について
　監査報告
議案第３号
　平成２４年度運動方針について

野田尚吾 議連会長　　築瀬進 前参議院議員　　齋藤誠治 高根沢町議会議員　　山ノ井一男 前西方町議会議員

議案第４号
　平成２４年度予算について
議案第５号
　役員の補充選任について
　宇都宮支部の井上尉央会員を選任。
議案第６号
　日本行政書士政治連盟定期大会に関する事項について
　以上、すべての議案が承認可決されました。

郷間康久 宇都宮市議会議員

（広報部専門部員　竹島尚子）

支　部　長　紹　介　　鹿沼支部長　　神山　忠雄

支部長に選任されて２年目と成りましたが、１年目は支部活動は計画通りの事業運営はできませんでした。当支部は以前より物静かで大人しい会員が多い事と他業種と兼業会員が多い為に事業への参加者の人数が少ないので、今後は多くの会員が参加できる様な内容の事業等を行い、県本部、他支部のパイプ役となって支部を元気にしたいと思っています。

また、私個人としては入会して３７年になりますが何ら会に貢献らしき事は出来ませんでしたが、現在は地区の民生委員として高齢者の相談相手となっています。行政書士の業務で得た知識が相談内容によっては大変役に立っているので、微力ながら社会貢献を行っています。

事務局よりお知らせ

補助者の更新手続き･変更手続きはお済ですか？

【補助者の更新手続き】

補助者証の有効期限は、発行日から５年間です。
有効期限が切れる前に更新手続きをお願いします。

《手続きに必要なもの》
- 補助者（更新・再交付）届
- 写真２枚（縦３cm×横2.5 cm）
- 手数料 ¥1,000

【補助者の変更手続き】

補助者証に記載されている内容に変更があった場合、変更手続きが必要です。
- 会員の事務所所在地の変更(市町村合併等を含む)
- 補助者の住所、氏名の変更

《手続きに必要なもの》
- 補助者（変更）届
- 写真２枚（縦３cm×横2.5 cm）
- 手数料 ¥1,000（市町村合併は無料）
- 住民票の写し(補助者の住所変更の場合のみ)
- 戸籍抄本(補助者の氏名変更の場合のみ)

※「補助者（更新・再交付）届」「補助者（変更）届」は会員専用ホームページよりダウンロードできます

今月の表紙：高原山とつつじ

わがまち自慢　　ー矢板市ー

矢板市は、美しい高原山に抱かれて、豊かな自然の恵みを日々の暮らしに感じることのできる、素晴らしいまちです。今のおすすめスポットは、「八方ケ原」と「道の駅やいた」。住む人・訪れる人を魅了するこのまちに、ぜひ遊びに来てください。

八方ケ原で自然を満喫

八方ケ原のレンゲツツジ

八方ヶ原は、矢板市北西部約２０ｋｍの高原山中腹に広がる、標高約１，０００ｍの台地です。５月下旬から６月中旬には、約２０万株のレンゲツツジがあたり一面を朱色に染め、訪れた観光客を魅了します。美しい曲線を描きながら快適にドライブできる道路。そして、数多くの動植物たちが出迎え、歩くことの楽しさを満喫できるハイキングコースなどが整備されています。夏には、八方ケ原ならではの「涼」を堪能できます。

また、「山の駅たかはら」では、多くの方に観光を楽しんでいただけるよう、地域農畜産物の展示・販売や、様々なイベントをご用意して、お待ちしています。

農村レストラン「つつじ亭」

道の駅やいたで「矢板の旬」をまるかじり

今年４月に、オープン１周年を迎えました。道の駅やいたでは、お客さまにいつ来ても楽しんでいただけるようなイベントを毎月行い、都会などでは失われてしまったような歳時を味わっていただけるようにしています。例えば、春の「さなぶり」、お盆の「かまのふたまんじゅう」、秋の収穫祭など。道の駅に立ち寄れば「矢板の旬」をまるかじり出来ます。

農産物直売所「旬鮮やいた」

農産物直売所「旬鮮やいた」では、地元農家が丹精込めて栽培した朝採り野菜を中心に、新鮮で安心・安全な農産物や加工品、矢板ブランド認証品を提供しています。

農村レストラン「つつじ亭」では、地元産の新鮮な野菜を使い、地元農家のお母さんが愛情込めて美味しい料理に仕上げています。なつかしいおふくろの味をご賞味ください。矢板市特産のりんごジュースをたっぷり練り込んだ、ソフトクリームも絶品です。

ぜひ一度、お立ち寄りください。

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今月は、待っていた方も多いのではないでしょうか？大ベテランの渡邊眞会員（宇都宮支部）の事務所におじゃましました。

氏　名：渡邊　眞（わたなべ　まこと）
事務所：宇都宮市鶴田町５０７－１０
　　マコトビル２階
入会日：平成２年７月２日

Q．行政書士になられたきっかけは何ですか？
「４０歳を超えるころから、その時やっていた建築資材を売る仕事が体力的にキツクなってきた。重い物を持たず、長く続けられる仕事は何か？と考えた。そして行政書士の勉強をして４５歳で試験に受かり、入会したんだ」
Q．働きながら勉強するのは大変だったと思いますが、どうやって試験勉強をしたのですか？
「ほとんど昼休みに車の中で勉強してたな。仕事が終わってからなんて疲れて、眠くて眠くてとてもできなかったから」
Q．初めての仕事は何ですか？
「知り合いの韓国人の帰化。続けてその人からパチンコ店の営業許可を頼まれてやってあげた。その後も口コミで仕事が来るようになって、宣伝なんてしたことがないな」

すばらしい人脈があってうらやましいです。でもひとつひとつ親身に丁寧に仕事をこなす結果でしょうね。

Q．主な業務は何ですか？
「今は入管、風俗、産廃ぐらいしかやらないな。昔は建設業もやっていたけど、性に合わないから若い人たちに全部仕事まわしちゃった。今でも１日に５件は相談の電話がくるから忙しいよ。僕の入管関係の相手は中国人が９０％、台湾人８％、韓国人２％って感じかな。でも最近は韓国人が増えてきている印象を受けるな」

実はおじゃましたこの日も、先客ありで入管関係のご相談にのっていました。

Q．ではそろそろ仕事のことは離れてご趣味は何ですか？

「①猫の置物。３０個くらいあるかな。出先でかわいいと思ったらすぐに買ってしまう。ほんとにかわいいって顔よりも愛嬌のある顔のほうが好きなんだ。②変わった石集め。下の写真は

石器時代に矢じりとして使われていた黒曜石(左)と草食恐竜の糞の化石（右)。おもしろいだろ。③写真。風景や鳥なんかをよく撮るよ」

この他にも昔、宇都宮入管にインフォメーションがあったことや行政書士としてのモラルや後輩の育成についてなど、書ききれないくらいです。お忙しい中本当にありがとうございました。楽しいひとときでした。　（宇都宮支局長　竹島尚子）

「ツツジまつり２０１２・山あげ祭り」

塩那支部

【ツツジまつり２０１２】

５月１２日に、矢板市において日本の都市公園１００選に選ばれている長峰公園で「矢板市ツツジまつり２０１２」が盛大に開催されました。公園にはヤマツツジ約３千株のほか、シロリュウキュウツツジ、ヒラドツツジなど合わせて約５千株ものツツジがあるそうです。

「震災復興」をテーマとし、福島物産店をはじめ、地元の皆さんが協力し合いさまざまな飲食店や商店が並びました。

ステージでは、東京、埼玉、茨城などから来てくださったご当地ヒーローショーが行われました。

かくいう私は商工会青年部としてキャラメルポップコーンを販売しようと準備万端でいたつもりでしたが、当日になってなんとポップコーンの機械不調が判明・・。

おたおたゴタゴタとしたまま開催時間を２時間以上も超え、ついにはカセットコンロと大鍋でつくるという作戦にでました。

大鍋をふるいながらキャラメルを作り、ポップコーンにからめるという作業の連続を悪戦苦闘したかいもあってご当地ヒーローショーに食い入るお子さんたちを包いで誘い、完売できました。

お天気も良く多くの方々が足を運んでくれ、矢板のつつじの良さをＰＲできた一日でした。

【山あげまつり開催予定】

開催日時：７月２７・２８・２９日（金～日）

山あげ祭は、４５０年の伝統を誇る日本一の野外劇で国の重要無形民俗文化財に指定されています。

山は所作狂言（おどり）の背景で、観客の前に据えられた舞台から道路上約１００メートルの間に大山（おおやま）、中山（なかやま）、前山（まえやま）、館（やかた）、橋、波などが配置されます。これらの装置には仕掛けが施され、上演中はその進行に伴い、木頭（指揮者）の拍子木を合図に様々に変化し、観客の目を楽しませてくれます。

所作狂言が終われば、すべての道具類は片付けられ、次の上演場所まで移動します。この一連の作業を行うには､約１５０人の若衆が必要とされ、その一糸乱れぬ団体行動の妙技と、炎天下の中、踊り娘達が常磐津の三味線にあわせ美しい舞を披露する姿は一見の価値があります。

三日間にわたる大きなお祭りですが、私も幼き頃祖父母に手をひかれ見に行ったことがあります。当時はとにかく「なんか凄い！」と思った記憶しか正直ありませんが、今こうして調べてみると伝統が受け継がれ市民の皆さんが一丸となって開催されていることを知ることができました。

今年こそは足を運んでみようと思いますので、どなたかお誘いください。

（支局長　植木智美）

支 局 情 報

【宇都宮】

宇都宮支部定期総会開催

５月１２日（土）３時３０分よりホテルニューイタヤにて平成２４年度宇都宮支部定期総会が開催された。審議に先立ち、新入会員のフレッシュ（？！）な面々が自己紹介した。

平成２３年度事業報告及び決算報告が審議され、承認可決された。続いて平成２４年度事業計画案と予算案が審議された。無料相談会における人選について質問があったが、支部長より丁寧な回答があった。審議も無事に承認可決された。

その後会場を移し、来賓を囲んでの懇親会が開かれた。いつもとは違った場所で、和やかな雰囲気の中､情報交換がなされ有意義な時間となった。

（支局長　竹島尚子）

「フェスタｍｙ宇都宮」にて無料相談会

５月２７日（日）昨年同様開催された「フェスタｍｙ宇都宮２０１２」にて国際交流ひろば（城址公園内）とまちぴあストリート（オリオン通り）の２ブースを借り、無料相談会を行いました。

晴天に恵まれ、朝から多数の来場者がつめかけ活気あふれる中、イベントがスタートしました。国際交流ひろばでは、国際色豊かな飲食店や雑貨

店などが軒を連ねて、大変な賑わいとなっておりました。

そんな中、私たちも相談者に備えていると、早速、相談者が立て続けに３、４件と見えました。ブース内のデスク、椅子が足りずに対応者は相談者に合わせて、しゃがんでの対応を余儀なくされました。親切、丁寧な対応に皆さん、満足されて帰っていくようでした。(相談内容と件数は、相続４件、一般民事１件、在留資格２件、その他１件)

その後、メインステージでの催し物もフラダンスやブラジルのサンバなど、リズムも踊りも耳や目を楽しませてくれました。終了時間の午後３時まで来場者の賑わいは変わることなく、大盛況の一日でした。

（支局長　竹島尚子）

【足　利】

足利支部定期総会開催

５月１１日（金）午後４時から足利市民プラザにおいて、平成２４年度足利支部定期総会が開催されました。

支部会員総数６９名のうち、出席会員数１７名、委任状提出会員数３１名でした。

新入会員４名の方の紹介がなされた後、来賓の須永会長からご挨拶をいただきました。

引き続き、平成２３年度事業報告及び決算、平成２４年度事業計画（案）及び予算（案）が審議され、賛成多数により承認可決されました。

足利支部では、毎月第２水曜日（昨年度の毎月第３日曜日から変更になりました）に生涯学習センターにおいて外国人相談を、奇数月第１水曜日に足利市役所において市民相談を継続的に行っていますが、ここ数年相談者の数が横ばいとなっています。もっと多くの市民の方に利用していただけるよう、これら無料相談の広告宣伝に今まで以上に努めていくこととなりました。

（支局長　岩本正代）

【那　須】

那須支部第２回役員会開催

５月２１日（月）那須塩原市「楼蘭」において、本年度那須支部第２回役員会が開催され、「支部研修」「制度推進事業」「親睦事業」について協議されました。

支部研修については、この数年、地域性や需要を考慮し、主に相続や土地問題をテーマに行ってきました。ただ、過去の研修会では、「相続」は「相続」、「土地問題」は主に「開発行為」等、単独の業務として捉えた研修でしたが、実際には、その内容は幅広く、いくつかの業務が関係しているケースや、一つの問題であっても、掘り下げて考えることで、多くの研修が必要になるテーマもあるのではないかという意見が出されました。例えば、「農業」を営んでいる場合は、事業承継にも農地の問題にも関わってきますし、「土地」についても、土地の売買等「契約」に関する場合もあります。研修テーマについては、様々な意見が出されましたので、希望するテーマで講師をお願いできる方がいらっしゃるかどうかも含めて、今後の調整が必要になってきます。

制度推進事業については、「巻狩まつり」への参加は本年も行うこととなりましたが、ＰＲのための配布物について、「安価で捨てられない配布物」の検討が必要ということになりました。

親睦事業については、過去、バス旅行を行ってきましたが、昨年度初めての試みとして、ボウリング大会を行いました。ボウリング大会への参加人数は、それほど多くありませんでしたが、支部バス旅行の参加人数も減少していましたし、気軽な参加を期待できるのではないかということで、本年もボウリング大会を続けてみようということになりました。

以上のように、継続して検討が必要な事項も多くありますが、活発な意見交換を行うことができ、今後支部活動を進めていく上でも、有意義な時間となりました。

（支局長　冨田倫子）

【小　山】

小山支部定期総会開催

平成２４年５月１１日午後４時より、小山パレスホテル（小山市天神町２－８－４０）にて、「栃木県行政書士会小山支部　平成２４年度　定期総会」が開催されました。

本会が適法に成立したことを確認の後、松本伸一小山支部長のご挨拶のあと、押野佑栃木県行政書士会副会長、松本明栃木支部長によります来賓のご挨拶をいただき、松井勤一郎相談役を議長として、審議がはじまりました。

このたびの議案である、平成２３年度事業報告および平成２３年度決算報告ならびに平成２４年度事業計画案および平成２４年度予算案につきましては、大変活発な議論が行われ、無事、定期総会を終えることができました。

午後５時からは懇親会が同ホテルにて行われ、こちらにおいて、会員同士、互いに親睦を深めました。とても有意義な定期総会でした。

（支局長　渡邉康明）

【佐　野】

佐野支部定期総会開催

５月１２日（土）、佐野市茂呂山老人福祉センターにて定期総会及び政治連盟佐野支部大会が開催されました。

須永威会長、佐野市議会議員である金子保利会員を来賓としてお迎えし、平成２３年度事業経過報告及び決算報告、平成２４年度事業計画及び予算について承認されました。

また、まだアンケートの段階ではありますが、支部再編についての話し合いもなされました。今は現状維持を望む声が多く、佐野支部としては、再編には消極的であるという意見でまとまりました。

総会終了後の懇親会では、新入会員をはじめ、普段なかなか顔を合わせる機会が少ない会員同士、活発な情報交換が行われました。

（支局長　川田有美）

【塩　那】

塩那支部定期総会開催

塩那支部では、４月２２日（土）に那珂川町馬頭温泉いさみ館において、塩那支部定期総会が開催されました。

田渕徹副会長を来賓としてお迎えし、平成２３年度事業報告・収支決算承認・監査報告および平成２４年度事業計画・収支決算について承認されました。

その他、これまで塩那支部規定では、会員等の死亡の際の連絡方法等が明記されておらず、連絡が行き届かないケースがあり、連絡方法等を明記する旨の支部規定変更議案が提出され、承認されました。

また、支部研修会について、研修旅行のあり方

や研修内容について活発な意見が飛び交いました。
なお総会終了後、懇親会においては、普段なかなか顔を合わせる機会のない会員同士も情報交換を行うなど有意義な時間となりました。

（支局長　植木智美）

【日　光】

日光支部通常総会を開催

５月１０日（木）午後６時　日光市木和田島「割烹　きむら」において、通常総会を開催しました。
平成２３年度事業及び決算報告については報告どおり承認され、平成２４年度事業計画及び収支予算については原案通り可決されました。
特に平成２４年度事業については、行政書士会のＰＲと社会貢献活動の一環として、社会問題として後を絶たない「振り込み詐欺」等について、警察署とタイアップして「防犯監視」活動を行うことになりました。

（支局長　手塚志郎）

日光支部作成によるポスター

交差点

「国際業務研究会－懇親会」

気温が高くなると、「ビールのおいしい季節になりました」と良く言いますが、仕事終わりのビールが、季節に関係なく一番おいしいと思うのは、私だけでしょうか。
さて、真夏日となった５月２６日の宇都宮で、「国際業務研究会―懇親会」が開催されました。以前から「懇親会」の計画案が出ていましたが、ついに実現となり、栄えある第１回には、ベテラン・新人・支部の垣根を越えて、多くの会員の方が参加されました。
具体的には、長年積み重ねてきた経験を惜しげもなくお話しされるベテラン会員や、これを機会に普段聞けないような質問をする強かな新人会員などなど。
また当日は、真岡支部の栁 知明会員の誕生日でもあり、合わせて盛大なお祝いとなりました。ただ、栁会員の家庭は同会員のブログで有名な恐妻家。はたして、こんな大切な日に家族と過ごさなくて大丈夫なのか心配ではありましたが・・・。

また、会員同士の会話が盛り上がり、尽きなかったせいか、当初の予定時間よりも１時間半オーバー。おかげで、奥様からお怒りのメールが送信されて、急ぎ早に帰宅される会員もいたとか。行政書士の奥様は恐妻家が多いようで、独身の自分では分からない大変さを感じた懇親会でもありました。
何はともあれ、第１回「国際業務研究会―懇親会」ですが、会員同士の絆をより深めて終了となりました。今後とも、この会が継続することを切に願っております。
幹事様含め参加者皆様お疲れ様でした。

（宇都宮支部　金田修治）

釣 紀 行 ２７

「貴方キタキター」と庭先で草花の手入れ作業中の手を休め空を見上げている愛妻の指差す方向を見ると、Ｂ２４戦闘機がやってきたような錯覚にとらわれるほど「ブーーン」と高さ１０m位のところにたくさんのミツバチが西の方向から群れを成して飛来してきたあっという間の出来事だった。当たり前のように我が家の玄関先にある巣箱に向って行く。玄関先は集まったたくさんのミツバチが「ブンブン」と暴走族のようにグルグル旋回している。平成２４年５月１９日午後２時を過ぎた頃であった。

二年前の７月に同じ玄関先に突然やってきて巣を作り、１１月にパッといなくなったミツバチが帰巣してくるよう昨年来熱望していた我々は、日本ミツバチに関する本や雑誌等で勉強し、４月始め頃前に以前の古木の棲家の脇に新しい巣箱をセットして置いたのである。苦節２年やっと報われたと歓喜のあまり思わず両手を挙げて「バンザイ！バンザイ！」と連呼したのであった。

顧みれば連休が始まりミツバチの偵察隊が数匹、巣箱の中をチエックしていたが警戒心が強い蜂達は分蜂活動の時期なのに女王蜂が入ってくれない日が続いた。二三日前から偵察蜂の数が段々増えてきたがやはり分蜂する前触れだったのだった。

喜んでいるのも束の間、巣箱の入口附近を飛び回っていた蜂達は次第に３鉢ある蜜蜂ラン（キンリョウヘン:日本ミツバチを誘引する効果がある）の花に留まり出した。雑誌の写真では見ていたが実際に初めて目の当たりにしたのだった。ミツバチは次第に重なり出しどんどん大きくなっていくとともに、花茎（長さが１５～２０ｃm）が蜂の重みで垂れ下がり、鉢に蜂と一帯になって３０ｃmくらいの団子状態になってじっとしているようになった。群れに入らない２０～３０匹ほどの蜂は巣箱の入口を出たり入ったりと忙しく飛んでいる。

その一部始終を写真を撮りながら眺めていたのだが、はたして巣箱の中に女王蜂が入ったのかどうか心配になってきたが、今巣箱の中を確認できる状態ではない。多分分蜂してきたのは間違いがないが団子状態の中に女王蜂がいると思った私は、近くに寄りながら団子になっている蜂をよく観察したが、働き蜂よりも倍ある女王蜂は黙視できなかった。落ち着いて団子状態になっている蜂群をよそ目にどうしたものかとなんとも落ち着かない私だったが、夕方仕事の予定が入っており打合せの時間があっというまにきたので後ろ髪を引かれながらも客先に向った。

仕事の打合せが終わり我が家に帰ってきたのが夜８時を過ぎてしまった。真っ先に巣箱へと向かい見てみると三つの団子が一つになって蜜蜂ランの鉢に団子状態で固まったままであった。当然飛んでいる蜂は一匹もいない。

私は巣箱の上蓋を開け中を確認したが、十匹程度の蜂が入っているだけで女王蜂は当然いない。予想はしていたが明日はどこに飛んでいってしまうかわからない。覚悟を決め用意しておいたカッパと皮手袋と網帽子を身につけミツバチが団子になっているキンリョウヘンの鉢をソット掴み、巣箱の中に入れ女王蜂がいると思う場所の蜂を手でそっと払い落とし巣箱の蓋をした。巣箱の中では驚いた蜂が「ブーーン」と暴れている。手や体についた蜂を手で払いのけ家に入りお祝いの晩餐となったのは言うまでもないことであった。

翌朝心配で早く目覚めた私は、明るくなってきた４時半ごろ巣箱を覗きに行って見たが、たくさんの働きバチが元気に出たり入ったりしている。二年前の経験から女王蜂が中に入り巣箱を気に入ったと見えて巣作りを完全に始めたと推察した。あとはミツバチに刺激を与えないようじっと見守り、女王蜂にも気に入られるよう祈るばかりである。「女王様とお言い！」Mの世界が解った様な気がした。・・・・・色即是空、空即是色

（木子　岩魚）

栃木県行政書士会カレンダー（７月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
3	火	成年後見研修会　第９回	13:30~16:40	成年後見特別委員会
4	水	登録説明会	10:00~	総務部
		足利市市民相談室　行政書類（遺言など） （於：足利市役所１階市民相談室）	13:00~16:00	足利支部
9	月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00~15:00	宇都宮支部
10	火	編集会議	13:30~	広報部
11	水	ＴＩＡ無料相談会	10:00~	業務部（業務第４グループ）
		国際業務相談事例研究定例会	13:30~	業務部（業務第４グループ）
		業務第４グループ会議	15:00~	業務部（業務第４グループ）
		外国人在留資格相談室（於：足利市生涯学習センター会議室）	13:00~16:00	足利支部
13	金	一般研修「国籍制度概論及び帰化申請の留意点について」	13:30~15:30	業務部（業務第４グループ）
17	火	傾聴トレーニング　第４回	13:00~17:00	ADR特別委員会
18	水	行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00~12:00	小山支部
19	木	登録説明会	10:00~	総務部
22	日	市民プラザ無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00~16:00	宇都宮支部
23	月	宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00~17:00	宇都宮支部
24	火	成年後見研修会　第１０回	13:30~16:40	成年後見特別委員会
25	水	行政書士専門相談 （於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室）	10:00~12:00	小山支部
26	木	行政書士専門相談（於：ゆうゆう館　会議室２） ※要事前予約（定員４名　予約先：行政書士会小山支部 高山久 0285-53-1672）	10:00~12:00	小山支部
27	金	浅野吉知氏黄綬褒章祝賀会（於：ホテルニューイタヤ）	17:00~	栃木県行政書士会発起人会

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（実費）。

日行連No.	受信日付	文書の表題	備考
137	H24. 5. 1	平成 24 年春の叙勲受章者のお知らせ	

138	H24.5.1	平成24年春の黄綬褒章受章者のお知らせ	
153	H24.5.1	平成24年春の黄綬褒章記念品贈呈式について	
162	H24.5.1	法定業務研修の新刊テキストについて	
	H24.5.7	日系人就労準備研修事業に係るご協力について(お願い)	
168	H24.5.7	平成24年度5月分会費納入について(お願い)	
180	H24.5.10	平成24年度　日本行政書士会連合会定時総会の開催について	
190	H24.5.10	「建設業法施行規則を改正する省令」及び「建設業法第２７条の２３第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件を改正する告示」について	
199	H24.5.14	総務省による申請手続の負担軽減などに関する意見募集について	
209	H24.5.14	職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正について	
208	H24.5.14	「新たな在留管理制度に関する実務研修会」の開催について	
213	H24.5.17	日行連会費の額に係る会則規定の改正案に関する考え方について	
217	H24.5.17	行政書士法改正に向けた取り組みについて	
222	H24.5.17	犯罪被害財産支給手続の周知方法について	
227	H24.5.22	行政書士又は行政書士法人による戸籍謄抄本等の職務上請求の範囲について	
232	H24.5.22	平成24年度日本行政書士会連合会定時総会における会長表彰受賞者決定について（通知）	
236	H24.5.22	平成24年度日本行政書士会連合会定時総会議案資料の送付及び議案に対する質問書の提出について	
250	H24.5.22	埼玉県さいたま市の職務上請求に係る請求先変更の周知について	
	H24.5.24	ＩＰ電話番号変更についてお知らせとお願い	
	H24.5.24	5/15付新規会員様日行連ホームページ用ＩＤ・パスワードについて(広報課)	
260	H24.5.29	平成24年度定時総会への出席に係る交通経路及び交通費の確認について	
事務連絡	H24.5.31	日行連事務局ホームページリニューアルに係るお願い	

正副会長の動き

日　時		行　事	出席者	内　容・場　所
5/ 9(水)	13:30～15:30	国際業務相談事例研究定例会	押野	相談事例の研究
	15:30～17:00	業務第４グループ会議	押野	講師派遣について等
5/10(木)	13:30～15:00	編集会議	押野	行とち５月号の編集、校正
	18:00～	日光支部総会	手塚	きむら和風レストラン会議室
5/11(金)	16:00～	足利支部総会	会長	足利市民プラザ
	16:00～	小山支部総会	押野	小山パレスホテル
5/12(土)	16:00～	佐野支部総会	会長	
	16:00～	宇都宮支部総会	手塚、小林	ホテルニューイタヤ
5/16(水)	9:30～	公明党来局	会長、青木	

	10:00～	正副会長会	全員	総会について等
	13:30～	総務部会	全員	総会について等
	15:30～	議長団との打合せ	全員	総会議事進行について
5/18(金)	10:00～	平成24年度定期総会・定期大会	全員	護国会館
5/19(土)	10:00～	栃木県司法書士会総会	押野	護国会館
5/20(日)	17:00～	栃木支部総会	会長	宇都宮グランドホテル
5/21(月)	16:00～	弁護士会訪問について	押野、田渕	連絡会について等
	17:00～	埼玉会総会	会長	浦和ロイヤルパインズホテル
5/22(火)	14:00～	長野会総会	会長	松本東急イン
	15:00～	㈳栃木県建築士会総会	手塚	栃木県建設産業会館
	15:30～	新潟会総会	小林	ホテル日航新潟
	16:00～	栃木県土地家屋調査士会総会	押野	宇都宮グランドホテル
5/23(水)	17:00～	栃木県軽自動車協会総会	小林	宇都宮ホテル東武グランデ
5/24(木)	18:00～	静岡会総会	会長	グランドホテル浜松
	18:00～	神奈川会総会	青木	ロイヤルホールヨコハマ
5/25(金)	17:30～	㈳栃木県建築士事務所協会総会	田渕	アピア
	17:30～	㈳不動産鑑定士協会総会	手塚	ホテルニューイタヤ
	18:00～	㈳栃木県宅地建物取引業協会	青木	ホテル東日本宇都宮
5/26(土)	17:00～	千葉会総会	会長	オークラ千葉ホテル
5/28(月)		行政書士試験センター会議	会長	
5/29(火)	16:00～	群馬会総会	会長	前橋商工会議所会館
5/31(木)	13:00～	山梨会総会	会長	ベルクラシック甲府

「建設業法施行規則の一部を改正する省令」及び「建設業法第２７条の２３第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」について　～日行連より～

平成２４年５月１日付で、「建設業法施行規則の一部を改正する省令」及び「建設業法第２７条の２３第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」が公布されました。同法令施行は下記の通り予定されております。

日行連会員ＨＰにも当該情報を掲載いたします。

なお、詳細については国交省ＨＰをご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000156.html

記

＜平成２４年７月１日施行＞

①経営事項審査における保険未加入企業への減点措置の厳格化（規則様式第２５号の１１及び第２５号の１２並びに告示第１の４の１及び付録第２関係）

②経営事項審査における外国子会社の経営実績の評価（規則様式第２５号の１１及び告示附則関係）

③その他所要の改正

＜平成２４年１１月１日施行＞

①建設業の許可申請書の添付書類への保険加入状況の追加（規則第４条及び様式（新）第２０号の３関係）

②施工体制台帳等の記載事項への保険加入状況の追加（規則第１４条の２及び第１４条の４関係）

総務省による申請手続の負担軽減などに関する意見募集について　～日行連より～

標記の件について、平成２４年４月２８日（土）から６月３０日（土）の間、総務省による意見募集が行われることが発表されておりますので、お知らせいたします。

意見募集の詳細につきましては下記ホームページをご参照ください。

記

・調 査 の 概 要　　http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/000056475.html
・意見募集について　　http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/000057242.html

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正について　～日行連より～

標記の件につきまして、日本に居住する外国人住民も住民基本台帳法の適用対象に加えることとする「改正住民基本台帳法」が平成２４年７月９日より施行され、依頼人である外国人住民の住民票の写し等を職務上請求することが可能となります。

同請求を行うにあたり、現行の職務上請求書の様式改訂が一部必要になることから、平成２４年４月２５日、２６日に開催された理事会で「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正（案）」が可決・承認され、平成２４年７月９日より施行されますので、下記のとおりご案内いたします。

なお、本改正により、平成２５年度頒布分の職務上請求書から新様式に変更となりますが、平成２４年度頒布分を含めた現行様式についても、様式表面に必要文言を追記することにより、平成２５年３月３１日まで使用することができる取扱いとしております。

記

＜職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正概要＞

１．改正理由

日本に居住する外国人住民も住民基本台帳法の適用対象に加えることとする改正住民基本台帳法（平成２１年７月１５日公布）が、平成２４年７月９日より施行される。

同法施行により、行政書士も依頼人である外国人住民の住民票の写し等を日本人同様に各市町村窓口に対して職務上請求することが可能となることから、同請求を行う場合の行政書士用職務上請求書の必要な様式改訂を行うもの。

また、平成２２年度に総務省組織の名称変更等があったことから、これに対応すべく改正する。

２．改正内容

第３１条第２項中「市町村課」を「住民制度課」に改める。

様式第１号（第２条第２項関係）＜原紙＞中、「住民基本台帳法第１２条の３第７項による基礎証明事項以外の事項（４）」内の「□本籍」の下に「又は国籍・地域」を加える。

様式第１号（第２条第２項関係）＜原紙裏面＞中、記入にあたっての注意事項（３）欄 内の「請求に係る者の氏名」の下に「（外国人にあっては通称のみにても可。）」を、同（４）欄内の「住民基本台帳法第７条第１号から第３号まで及び第６号から第８号までに定める事項」の下に「（外国人にあっては第３０条の５１による読み替えあり）」を加え、同（５）欄内の末尾に次の一文を加える。

「なお、外国人について基礎証明事項のほかに在留資格等の記載を求めるときは、利用目的等をより詳細に記載する。」

＜新旧対照条文＞

改正案	現　行
（盗難等の報告及び未返戻の取扱い） **第 31 条　（略）** ２　本会は、前項の規定により単位会長から受けた報告について、総務省自治行政局行政課及び住民制度課に報告し、周知を図ることとする。	（盗難等の報告及び未返戻の取扱い） **第 31 条　（略）** ２　本会は、前項の規定により単位会長から受けた報告について、総務省自治行政局行政課及び市町村課に報告し、周知を図ることとする。
様式第 1 号（第 2 条第 2 項関係）＜原紙＞中、「住民基本台帳法第 12 条の 3 第 7 項により基礎証明事項以外の事項」内 □本籍又は国籍・地域	様式第 1 号（第 2 条第 2 項関係）＜原紙＞中、「住民基本台帳法第 12 条の 3 第 7 項により基礎証明事項以外の事項」内 □本籍
様式第 1 号（第 2 条第 2 項関係）＜原紙裏面＞中、記入にあたっての注意事項（3）欄内 戸籍の抄本・記載事項証明書又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名（外国人にあっては通称のみにても可。）、又は請求に係る者の範囲を記入する。	様式第 1 号（第 2 条第 2 項関係）＜原紙裏面＞中、記入にあたっての注意事項（3）欄内 戸籍の抄本・記載事項証明書又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名、又は請求に係る者の範囲を記入する。
様式第 1 号（第 2 条第 2 項関係）＜原紙裏面＞中、記入にあたっての注意事項（4）欄内住民基本台帳法第 12 条の 3 第 7 項による基礎証明事項とは、氏名、出生の年月日、男女の別等、住民基本台帳法第 7 条第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号から第 8 号までに定める事項（外国人にあっては第 30 条の 51 による読み替えあり）をいい、これ以外の住民票の記載事項を記載した写し等を求める場合はその求める事項を記入する。	様式第 1 号（第 2 条第 2 項関係）＜原紙裏面＞中、記入にあたっての注意事項（4）欄内住民基本台帳法第 12 条の 3 第 7 項による基礎証明事項とは、氏名、出生の年月日、男女の別等、住民基本台帳法第 7 条第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号から第 8 号までに定める事項をいい、これ以外の住民票の記載事項を記載した写し等を求める場合はその求める事項を記入する。
様式第 1 号（第 2 条第 2 項関係）＜原紙裏面＞中、記入にあたっての注意事項（5）欄内 「上記に該当する具体的事由」欄には、「権利行使又は義務履行」に該当する場合①権利又は義務の発生原因②権利又は義務の内容③戸籍等の記載事項の確認を必要とする理由を、「国等に提出」に該当する場合①戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関②当該機関への提出を必要とする理由を、「その他正当な理由」に該当する場合①戸籍等の記載事項の利用の目的②利用の方法③記載事項の利用を必要とする事由を記入する。 なお、外国人について基礎証明事項のほかに在留資格等の記載を求めるときは、利用目的等をより詳細に記載する。	様式第 1 号（第 2 条第 2 項関係）＜原紙裏面＞中、記入にあたっての注意事項（5）欄内 「上記に該当する具体的事由」欄には、「権利行使又は義務履行」に該当する場合①権利又は義務の発生原因②権利又は義務の内容③戸籍等の記載事項の確認を必要とする理由を、「国等に提出」に該当する場合①戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関②当該機関への提出を必要とする理由を、「その他正当な理由」に該当する場合①戸籍等の記載事項の利用の目的②利用の方法③記載事項の利用を必要とする事由を記入する。

３．様式改訂に係る現行様式の無償差し替えについて（予定）

差し替え対象は、①現行様式を所属単位会から購入して所持している会員分（※所持している職務上請求書に未使用分がある限り対象)、②単位会保管分の２点を考えており、スケジュールは以下を予定しております。

（※無償差し替え等のご案内については、追ってお知らせいたします。）

平成２４年１０月初旬	各単位会宛に無償差し替え分の冊数について、アンケートを実施。
平成２４年１２月下旬	各単位会へ無償差し替え分の新様式職務上請求書を頒布。
平成２５年１月～	各単位会より所属会員に向け、無償差し替え作業開始。

※平成２５年度頒布分の職務上請求書については、例年どおりの作業スケジュールとなります。

４．その他

会員向けの周知として、月刊日本行政６月号に本改正規則の概要と現行様式の経過措置の取扱いについて関連記事を掲載するとともに、無償差し替えについても、月刊日本行政７月号以降で追ってご案内する予定です。

＜別添資料＞

・「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正（案）」
　理事会議案資料（新旧対照条文を含む。）

※別添資料につきましては、当会ホームページの会員専用トピックスに掲載しております。

行政書士又は行政書士法人による戸籍謄抄本等の職務上請求の範囲について　～日行連より～

行政書士又は行政書士法人は、戸籍法第１０条の２第３項の規定に基づき、受任している業務の遂行上必要な場合に、依頼者についての戸籍法第１０条の２第１項各号に規定された事項を明らかにしたうえで、依頼者等の戸籍謄抄本等を請求することができますが、その交付請求できる範囲が依頼者の直系に限られるのか否かについて､法務省民事局民事第一課宛に下記のとおり照会をいたしました。

法務省民事局民事第一課からは、この照会に対し、行政書士法に基づく業務範囲でかつ戸籍法第１０条の２第１項により依頼者自身に請求が認められる範囲である限り、傍系も含めた第三者の戸籍謄抄本等の請求ができると解して差し支えない旨の回答が、別紙のとおりございましたので、ご案内いたします。

記

＜法務省民事局民事第一課宛の照会内容＞

戸籍法第１０条の２第３項に基づき、行政書士又は行政書士法人が他人の依頼を受けて、職務上、戸籍謄抄本等の請求を行う場合に、戸籍謄抄本等を交付請求できる範囲は、依頼者自身に請求が認められる範囲に限られるとともに、その範囲である限り第三者の戸籍謄抄本等の請求をすることも可能であると解してよいか。

○別紙資料

・「行政書士又は行政書士法人による戸籍謄抄本等の職務上請求の範囲について（回答）」（法務省民一第９７２号　法務省民事局民事第一課長）
・「戸籍法参考条文（第１０条、第１０条の２関係）」

行政書士又は行政書士法人による戸籍謄抄本等の職務上請求の範囲について（回答）

平成２４年４月３日付け日行連発第３４号をもって照会のありました件につきましては、貴見のとおり扱って差し支えないものと考えます。

なお、貴見のいう「職務上」とは、行政書士法に基づく業務の範囲に限られることを念のため申し添えます。

※戸籍法参考条文につきましては、当会ホームページの会員専用トピックスに掲載しております。

【埼玉県さいたま市】職務上請求に係る請求先変更について ～さいたま市長より～

本市では、平成２４年度より「さいたま市郵送請求処理センター」を設置し、各区役所にて処理をしておりました郵送請求による住民記録証明等を一括して受付・交付することとなりました。

つきましては、郵送により戸籍・住民記録等に関する請求をする場合、今後、下記のとおりお取り扱いいただくようお願いいたします。

記

１　郵送請求処理センターについて

（１）名　　称　　さいたま市郵送請求処理センター

（２）所在地等　　〒３３８－８６３０
さいたま市中央区下落合５丁目７番１０号　私書箱３０号
さいたま市中央区役所　区民生活部　区民課内

（３）連 絡 先　　ＴＥＬ０４８－８４０－６０７８　　ＦＡＸ０４８－８４０－３５３０

（４）取り扱う証明書
・戸籍謄（抄）本　　・除籍謄（抄）本　　・改正原戸籍謄（抄）本
・戸籍の附票（除附票）　　・住民票（除住民票）

２　その他

各区役所あてに送付されました請求につきましては一部、処理センターに転送し処理しております関係から返送するまでに数日間を要しております。ご迷惑をおかけいたしますがご理解をお願いいたします。

※本通知は、月刊日本行政（７月号）及び日行連ＨＰに掲載を予定しております。

市民のための著作権講座の開催について
～著作権情報センターより～

身近なところで著作権に関する話題を目にすることが多くなりました。本講座は、著作権界で著名な講師をお招きし、著作権制度の仕組み・背景とともに、日常生活や業務上の具体例を交えながら、さまざまな場面で役立つ知識を、わかりやすく学んでいただきます。

開 催 日：２０１２年７月２７日（金）
会　　場：栃木県産業会館　８Ｆ大会議室
　　宇都宮市中央３－１－４
　　市内循環バス「きぶな」宇都宮城址公園入口下車
参 加 費：無料（先着１４０名様）
申込期限：７月２５日（水）
主　催：公益社団法人　著作権情報センターＣＲＩＣ
後　援：栃木県教育委員会・宇都宮市教育委員会・ＮＨＫ宇都宮放送局・下野新聞社

※講座スケジュール、参加申込方法等につきましては、当会ホームページの会員専用トピックスに掲載しております。

建設業法施行規則の改正による様式の変更について
（平成２４年４月１日施行）

民法の一部改正に伴い、平成２４年４月１日に建設業法施行規則の一部を改正する省令が施行され、様式第６号（誓約書）と様式第１２号（許可申請者の略歴書）が改正されました。
改正内容は、次のとおりです。

民法等の一部を改正する法律が平成２４年４月１日から施行され、法人も未成年者の後見人の地位につくことができることになりました。
これに伴い、建設業法に基づく許可の申請者が未成年者であり、その法定代理人が法人である場合は、当該法人の役員についても許可に係る欠格要件の該当性が審査の対象となるため、様式第６号と別記様式第１２号が改正されました。

栃木県の次のページから最新の様式がダウンロードできます。
―　建設業許可申請ダウンロードページ（栃木県）―

【栃木市】登録型本人通知制度のお知らせ
～栃木市長より～

標記の件につきまして、本市では個人の権利の侵害を防ぐため、登録型本人通知制度を、別添の内容にて６月１日から実施することとなりました。
つきましては、本制度の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

登録型本人通知制度について

１．制度開始日

平成２４年６月１日

２．制度の概要

本市に本籍や住民登録がある（あった）方が事前に登録することにより、その方に係る住民票の写し等を、本人の代理人及び第三者に交付した場合に、事前登録をされた本人に交付したことをお知らせする。

３．制度の目的

（１）不正利用の防止

住民票の写し等が第三者に交付されたことを本人が早期に知ることができ、不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害防止につながる。

（２）不正請求の抑止

本制度が周知されることで委任状の偽造や不必要な身元調査等の不正請求の抑止につながる。

４．登録できる方

・栃木市の戸籍に記載されている（いた）方
・栃木市の住民基本台帳に記載されている（いた）方

５．登録期間

３年（引き続き登録を希望する場合は、更新が必要です）

６．該当の証明書

・住民票の写し（消除されたものを含む）
・住民票記載事項証明書（消除されたものを含む）
・戸籍の附票（消除されたものを含む）
・戸籍謄本、抄本
・除籍謄本、抄本
・改正原戸籍謄本、抄本
・戸籍記載事項証明書（除かれたものを含む）

７．本人に通知される内容

・交付した住民票の写し等の交付年月日
・交付した住民票の写し等の種別及び通数
・交付した住民票の写し等の交付請求者の種別

建設業許可申請及び経営事項審査等の変更について
～栃木県県土整備部監理課より～

平成２４年５月１日付け公布の国土交通省令等により、建設業法施行規則等が一部改正され、建設業許可申請、経営事項審査等の取り扱いが一部変更となりました。

これをうけて、本県知事許可業者に対して、当該改正に係る変更内容及び平成２５・２６年度栃木県入札参加資格審査申請の取り扱いについて別紙のとおり通知しましたので、ご承知おきください。

平成２４年６月

栃木県知事許可業者　各位

栃木県県土整備部監理課

建設業許可申請及び経営事項審査等の変更について

栃木県の県土整備行政につきましては、日頃から格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成２４年５月１日付け公布の国土交通省令等により、建設業法施行規則等が一部改正され、建設業許可申請、経営事項審査等の取り扱いが下記１のとおり一部変更となりました。

また、経営事項審査の変更に伴い、平成２５・２６年度栃木県入札参加資格審査申請についても下記２のとおりの取り扱いとなりますので、入札参加資格申請を予定されている場合は、十分ご留意いただきますようお願いいたします。

記

１　改正内容

（１）建設業の許可申請書の添付書類に保険加入状況を追加　　※１１月施行

許可（更新含む）申請時に社会保険等の加入状況を記載した書面の提出が必要となる。

☆様式は別紙１のとおり

（２）施行体制台帳等の記載事項への保険加入状況の追加　　※１１月施行

特定建設業者が作成する施行体制台帳の記載事項及び下請負人が特定建設業者に通知すべき事項に社会保険等の加入状況が追加となる。

（３）経営事項審査における保険未加入企業への減点措置の厳格化　　※７月施行

①社会性等（労働福祉の状況）に係る評価の項目のうち「健康保険及び厚生年金保険」を「健康保険」と「厚生年金保険」に区分。

②「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」未加入の場合、各項目で減点４０点とする。

※すべて未加入の場合、減点１２０点となる。　　☆様式は別紙２のとおり

（４）経営事項審査における外国子会社の経営実績の評価　　※７月施行

本邦親会社及び外国子会社の経営規模に係る「外国子会社の完成工事高」及び「親会社及び外国子会社合算の利益額及び自己資本額」の数値について、国土交通大臣に申請し、認定を受けた場合には、当該数値を評価の対象とする。

２　平成２５・２６年度栃木県入札参加資格申請について

栃木県の平成２５・２６年度入札参加資格申請（以下、入札参加申請という）では、**審査基準日がＨ２３．８．１～Ｈ２４．７．３１の間にある経営事項審査**を受審していることを要件とする予定です。

上記の審査基準日（Ｈ２３．８．１～Ｈ２４．７．３１）について、経営事項審査を既に受審している、又は本年６月末までに受審する場合は、以下の点に注意してください。

県の入札参加申請では、改正後の基準（新基準）による経営事項審査を受審していることを要件とするので、**原則、再審査が必要**です。

ただし、改正前の経営事項審査であっても、「雇用保険」「健康保険及び厚生年金保険」いずれも「加入有」または「適用除外」である場合は、新基準の経営事項審査と同等と扱いますので、再審査の必要はありません。（下欄参照）

★「雇用保険」「健康保険及び厚生年金保険」の
いずれも又はいずれかが「加入**無**」の場合　⇒　**再審査の必要あり**

☆上記以外の場合　⇒　**再審査の必要なし**

再審査が必要な方は、別紙「再審査の申し立て方法について」を確認の上、申し立てを行ってください。

＜ご注意＞

新基準での経営事項審査を求めているのは、平成２５・２６年度県に入札参加申請をする場合です。

再審査の申立ては任意であり、改正前の経営事項審査であっても有効期間内であれば有効ですので、入札参加を希望しない場合は、再審査の必要はありません。

また、上記の取り扱いは、あくまで県の入札参加資格申請における取り扱いですので、**市町等に入札参加申請する場合は、各発注機関にご確認ください。**

ご不明な点がありましたら、**管理課建設業担当**までお問い合わせください。

栃木県　県土整備部　監理課　建設業担当

ＴＥＬ０２８－６２３－２３９０
ＦＡＸ０２８－６２３－２３９２

様式第二十号の三（第四条関係）

別紙１

健康保険等の加入状況

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	人 （　　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 （　　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 （　　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 （　　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 （　　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	人 （　　人）					

記載要領

1　「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二に記載した順に記載すること。

2　「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（　）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。

3　「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。

4　「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第８条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。

5　「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が１人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。

6　「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

7　「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第８条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

8　「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第９条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

別紙三

別 紙 2

その他の審査項目（社会性等）

労働福祉の状況

	項番		
雇用保険加入の有無	41	3	〔1. 有、2. 無、3. 適用除外 〕
健康保険加入の有無	42	3	〔1. 有、2. 無、3. 適用除外 〕
厚生年金保険加入の有無	43	3	〔1. 有、2. 無、3. 適用除外 〕
建設業退職金共済制度加入の有無	44	3	〔1. 有、2. 無 〕
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	45	3	〔1. 有、2. 無 〕
法定外労働災害補償制度加入の有無	46	3	〔1. 有、2. 無 〕

建設業の営業継続の状況

営業年数　47　3 5　（年）

初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）
昭和 平成　年　月　日	年　か月	

民事再生法又は会社更生法の適用の有無　48　3　〔1. 有、2. 無 〕

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無　49　3　〔1. 有、2. 無 〕

法令遵守の状況

営業停止処分の有無　50　3　〔1. 有、2. 無 〕

指示処分の有無　51　3　〔1. 有、2. 無 〕

建設業の経理の状況

監査の受審状況　52　3　〔1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無〕

公認会計士等の数　53　3 5　（人）

二級登録経理試験合格者の数　54　3 5　（人）

研究開発の状況

研究開発費（２期平均）　55　3 5 10　（千円）

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
（千円）	（千円）

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数　56　3 5　（台）

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

ＩＳＯ９００１の登録の有無　57　3　〔1. 有、2. 無 〕

ＩＳＯ１４００１の登録の有無　58　3　〔1. 有、2. 無 〕

再審査の申し立て方法について

１．対象者

H24.6.30 までに経営事項審査を申請し結果通知を受けた建設業者のうち希望する者

２．申請方法

必要書類を県土整備部監理課建設業担当へ持参又は郵送してください。　手数料 無料

※郵送の場合は特定記録郵便等で送付してください。また、封筒に赤字で「再審査書類在中」とご記入ください。

《あて先》〒３２０－８５０１
宇都宮市塙田１－１－２０
栃木県 県土整備部 監理課 建設業担当

３．受付期間

平成２４年７月２日から平成２４年１０月２９日　　再審査期間１２０日間

※郵送の場合、最終締切り１０月２９日必着

４．必要書類

(1)再審査申立書　２部（原本１部、副本１部）

・「経営規模等評価再審査申立書」「その他の審査項目（社会性等）」以外は旧申請書のコピー可

※新様式は、県 HP からﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ、又は、建設業協会各支部からご購入ください

URL:http://www.pref.tochigi.lg.jp/　（県トップページ）
http://www.pref.tochigi.lg.jp/sangyou/kensetsugyou/keieijikou/index.html
（経営事項審査のページ：ホーム＞産業・しごと＞建設業＞経営事項審査）

(2)旧申請書（受審済み）の写し

(3)旧申請による経営規模等評価結果通知書の写し

(4)その他

郵送の場合は、(1)の副本返信用の封筒を同封してください。※(2)、(3)の書類は返送しません。

※確認資料については不要

５．結果通知

結果通知は、申請受付の翌々月の初めに主たる営業所へ郵送します。

６．注意事項

再審査期間が終了した後は、再審査を受審することが出来ませんので、入札参加資格申請等で再審査が必要な場合は、必ず、再審査期間内に申し立てをするようにしてください。

保険未加入で再審査を受審していない場合、H25・26 入札参加資格の申請ができませんのでご注意ください。

研修詳細

一般研修
国籍制度概論及び帰化申請の留意点について

業務部第４グループ

主催

○開催日時
　平成２４年７月１３日（金）１３：３０～１５：３０
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○研修内容
　「国籍制度概論及び帰化申請の留意点について」
○講　師
　宇都宮地方法務局　戸籍課　課長　小堀義明様
○受講料
　５００円

研修詳細

傾聴トレーニング　　第4回

ＡＤＲ特別委員会主催

○開催日時
　平成２４年７月１７日（火）１３：００～１７：００
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○研修内容
- もっと人の話を上手に聴けるようになりたい。
- 調停人の資格は取ったけれど、練習不足で自信がない。
- 各個人事務所で主として相談業務を行っているが、さらにスキルアップを目指したい。
- 専門業務を超えて、傾聴を学ぶ多くの人と出会いたい。

　そんなあなたにピッタリの研修会です。
○講　師
　行政書士　土方　美代
○受講料
　５００円

～成年後見特別委員会より～

７月の成年後見研修会

全１０回で実施しております成年後見研修会の７月の開催は、予定通り以下の日程で開催します。
受講者の方はテキストを忘れずにご参加下さい。

○７月の日程、内容、時間

実施回	研修日	科目（内容）	研修時間
第９回	７月　３日（火）	法定後見事例研究	13:30～16:40
第 10 回	７月２４日（火）	任意後見事例研究	13:30～16:40

※場所は行政書士会館２階会議室。

※途中回からの申し込みは受け付けておりません。

募　集

研修会申込書

申込欄に○を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修名		受講料	申込〆切	申込	ﾃｷｽﾄ申込	昼食¥500程度
7／13	一般研修 国籍制度概論及び帰化申請の留意点について	500 円	7/9		―	―
7／17	傾聴トレーニング　第4回	500 円	7/12		―	―

支部名		氏　名	
ＦＡＸ			

KOMOREBI
木もれび

自分は、料理が趣味である。仕事の後、家に帰れば､独身だから自炊が待っている｡しかし、あまり苦になることはない。むしろ、だいたいの場合は楽しい。

ただ、自分自身のみで食べる。これは、たとえ料理がとても美味しくできたとしても、やはり寂しいものではある。

それはさておき、料理を作るのはやはり楽しい。スーパーに買い物にいくとき、僕はたいてい安い食材をまず探す。そして、今日安い、この食材とこの食材とこの食材を使って、何ができるか、頭の中で想像するのである。安い食材という条件をつけて行う､とても気軽にできる、頭のトレーニング。

たとえば、豚小間切れ肉とえのき、長ねぎ。この組み合わせで､「すき焼風丼」を作ることができる。あとは調味料として、醤油と砂糖。酒もあれば、なおよい。汁の味さえ「決める」ことができれば､あとは具材を切って煮るだけ(長ねぎは最後に加えるほうがよいと思う)でできてしまう。

市販のクリームシチューの素と白菜だけでできてしまう､「白菜のクリーム煮風」。これもわが家の定番料理である。とにかく簡単なので、冬はこれをよく作る。

しかし、これからの夏に食べたくなるのは、やはりカレーである。

自分の作るカレーの特徴は、肉や野菜を炒める際に、オールスパイスやクミン、乾燥バジルなどを材料に加えること。これだけでもカレーがスパイシーに仕上がる。さらにいえば、玉ねぎを色づくまでよく炒める。これらで、皆様に結構ご満足いただけるカレーとなるはずである。

ちなみに、あとは、家庭のカレーの作り方でいい。もちろん、カレールーを使い、カレールーの裏に書いてあるレシピ通りに作る。ただ、肉や野菜を炒めるときには、オールスパイスやクミン、乾燥バジルなどを加えて炒め、また、玉ねぎは特によく炒めるのである。

なお、スパイスは 100 円くらいの価格でスーパーマーケットで売っている。カレーや中華食材のコーナーの近辺に置いてあることが多いだろう。ぜひお試しいただきたい。

なお､調理過程を一切変えず､肉だけを変え、皆様に振る舞ったことがあるのだが、一番好評だったのはブロックの豚肉だった｡豚の脂身が、カレーに最もよいコクをプラスしたようである。

自分が料理に目覚めたのは、４歳位のとき。最初はただ、ソーセージをフライパンで炒め、盛り付けにこだわっていたのみであった。しかし、それが料理好きとなるきっかけだったように思える。今後も楽しく料理を楽しみたいものである。

（小山支局長　渡邉康明）

建設業支援ソフトの決定版登場！

建設業総合支援システム「経審太助 V2012」のご紹介です。

拝啓　貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業法施行規則の改正が平成２４年５月１日に公布され、平成２４年７月１日に施行されます。バージョンアップを行い法律改正に対応した**「経審太助 V2012」**として提供を開始します。

今回は、法改正の対応だけでなく新規に「建設業許可申請書類作成」機能も追加し、更に充実した建設業総合支援システムとしてご提供を開始することといたしました。

つきましては、下記をご確認の上、FAX にてお申込みくださいますようご案内申し上げます。敬具

評点計算	申請書類作成	財務諸表作成
・ｼﾐｭﾚｰｼｮﾝ ・評点アップ	・許可申請 ・決算変更届 ・経営状況分析 ・経営事項審査	・一般財務諸表からの自動変換(科目名)で作成 ・税込の財務諸表から自動税抜き処理で作成

許可申請から経営規模等評価申請までの書類作成や、経審の評点計算シミュレーションまで出来ちゃう！建設業支援はこれ１本でOK！

特典

・ソフトの操作指導や評点アップシミュレーションの操作講習会に無料招待

・７月末までにお申込みの場合、栃木県行政書士会会員特別価格にて提供。

価格：~~157,500(税込)~~→126,000(税込)

お問い合わせは、株式会社ネットコア　TEL028-649-0111　FAX028-649-0303 担当　金藤・手塚

経審太助　V2012 申込書　FAX 028-649-0303

お申込日	平成　　年　　月　　日		
事務所名		ご担当名	
ご 住 所	〒		
Ｔ Ｅ Ｌ	（　　）	Ｆ Ａ Ｘ	（　　）
申込内容	建設業総合支援システム　　経審太助Ｖ２０１２Ａシステム　□￥１２６，０００(税込)		

【個人情報の取り扱いについて】

ご記入頂いた個人情報は、今後お客様への①経営状況分析業務及び法改正等のご案内、②各種セミナーのご案内、③弊社取扱商品・サービスに関するご案内等のサービス向上のために使用させて頂きます。なお、弊社の「個人情報の取り扱い」に関しましては、弊社ホームページ(http://www.netcore.co.jp)をご覧ください

＊上記個人情報の取り扱いに同意頂ける場合には、必要事項をご記入の上、FAX(028-649-0303)にてお申し込みください。

栃木県行政書士会員の動き

（平成 24 年 5 月 31 日現在）

【入　会】

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	小　山 松島　誠	H24.5.15	323- 0026	小山市本郷町 3-4-7	0285-24-8055	
	那　須 薄葉　士郎	H24.5.15	329- 3215	那須郡那須町大字寺子乙 2595-6	0287-72-6022	

【退　会】塩山渡会員と関幸子会員のご冥福をお祈りいたします。

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
宇都宮	塩山　渡	H24.4.2	死　亡	宇都宮	関　幸子	H24.5.1	死　亡
宇都宮	奥村　則子	H24.5.31	廃　業				

【変　更】

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
足　利	木村　昇	事務所	足利市末広町 7-1
小　山	金子　充	事務所	下都賀郡野木町大字丸林 386-2 ﾌﾟﾚｼｰﾝ野木ﾊｲﾗｲｽﾞ 506 号
宇都宮	川島　容子	事務所 電話番号 事務所名称	宇都宮市大塚町 12-23 028-659-2431 行政書士栃木事務所
宇都宮	渡辺　安則	事務所	宇都宮市簗瀬 2-2-2　社民党栃木県連合内 2 階

サーバーメンテナンスによるＨＰ等利用停止期間のお知らせ

当会ホームページ及びＷｅｂグループウェアを利用されている皆様にお知らせいたします。この度当会サーバーにおきまして、セキュリティ関連更新等のメンテナンス作業を行うことになりました。この作業によりアクセス中のデータ消失等の不具合が生じる可能性がございます。この期間における利用は避けていただけますようお願い申し上げます。

作業日時：　平成２４年６月２１日（木）　午前９：３０～午後１：３０（予定）

編集後記

これからの季節、気をつけなければならないのが熱中症。梅雨の晴れ間や梅雨明け直後など、急に暑くなる日に多発する傾向があるそうです。

以下、熱中症の応急処置方法です。

暑い環境の中でめまいや頭痛、吐き気などの症状が現れた人をみかけたら、クーラーが効いている室内に運び、氷や扇風機で体を冷やし、スポーツドリンクを飲ませたり、塩を舐めさせる。これで症状が改善しないときや意識障害があるときには、すぐに救急車を呼ぶ。　（広報部　岩本正代）

行政書士とちぎ６月号 №426

発行人　栃木県行政書士会　会長　須永 威
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

平成24年6月15日発行　第426号　栃木県行政書士会　〒320-0046　宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

・とちぎを元気に・地元を元気に・

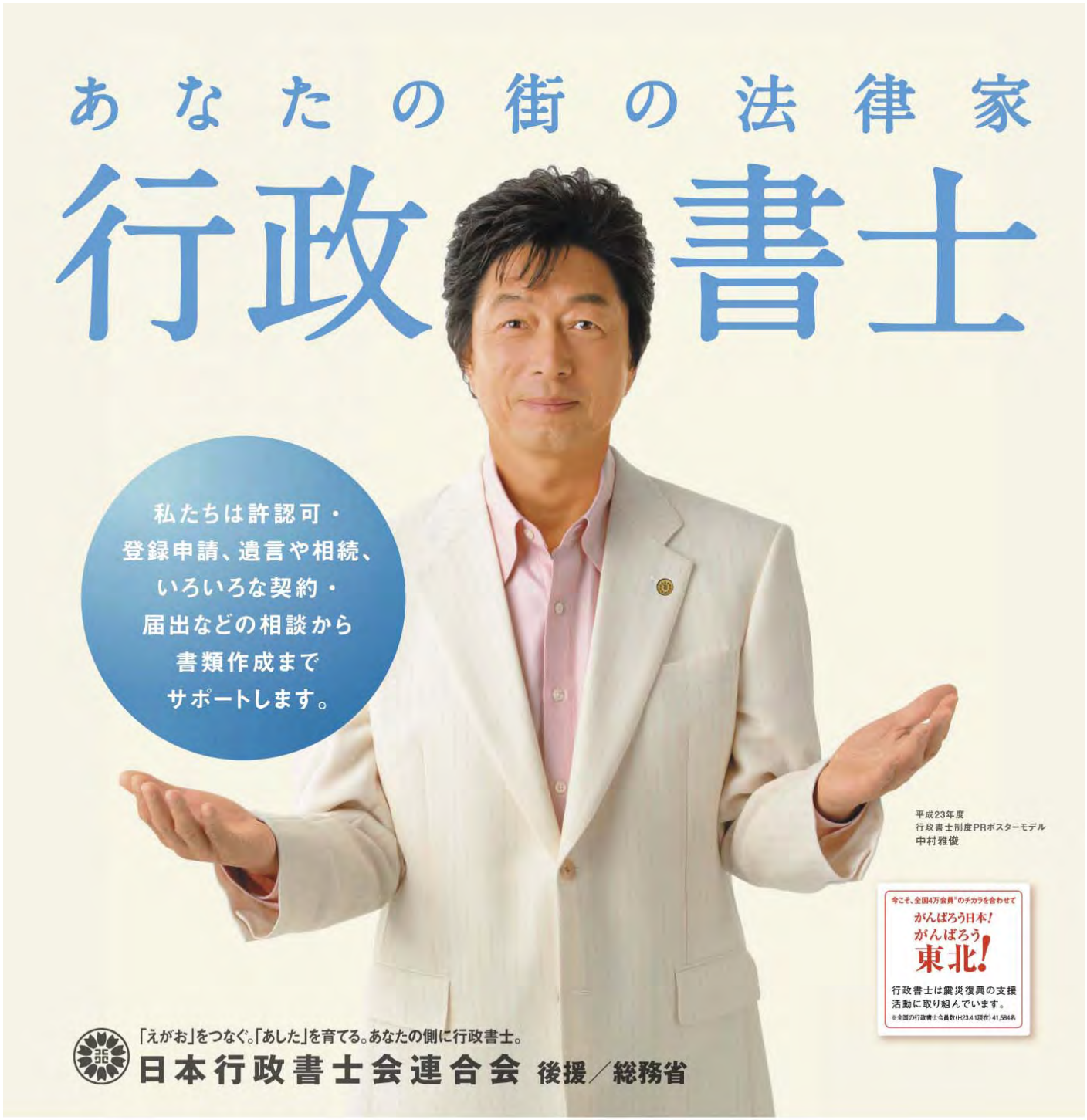

無料相談受付中　お気軽にご相談下さい。

相続　遺言　成年後見　契約書　許認可

行政書士相談センター
電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）
丸くいく 028-638-0919

マスコットキャラクター
アドちゃん

栃木県行政書士会